

静岡県土地利用対策委員会規程

(設置)

第1条 土地利用に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、静岡県土地利用対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に係る関係部局相互間の施策の総合調整に関する審議を行う。

(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他の法令等に基づく土地利用に関する計画の策定に関すること。

(2) 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号。以下「要綱」という。）の規定による承認その他の事務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員5人で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、副知事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、交通基盤部長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 企画部長

(2) 暮らし・環境部長

(3) スポーツ・文化観光部長

(4) 経済産業部長

(5) 交通基盤部長

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員のほか議案に関係のある部局長を臨時に委員に指名することができる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長及び幹事は、委員を補佐し、委員会に出席して議案について説明し、又は意見を述べることができる。

4 幹事長は、土地対策課長をもって充てる。

5 幹事は、議事に関係のある本庁の課室又は出先機関の長をもって充てる。

(議案)

第7条 委員長は、第2条各号に掲げる事項に係る議案の提出があったときは、幹事会に対し、当該議案の審査、協議、又は検討（以下「審査等」という。）を命ずるものとする。

(審議)

第8条 委員会は、幹事会の審査等が終了した議案について審議する。

2 委員会の審議は、委員長が議案に関係のある委員を招集する会議において行う。

ただし、急を要する場合その他特別の事情がある場合は、回議の方法により審議することができる。

- 3 委員長は、議案の審議が終了したときは、その結果を知事に報告するものとする。
- 4 次の各号に掲げる議案については、幹事会の審査等の結果をもって委員会の審議の結果とすることができる。

- (1) 土地利用に関する計画の策定のうち、土地利用基本計画図の一部変更（軽微な変更に限る。）の承認
- (2) 土地利用事業のうち、次に掲げるもの以外の土地利用事業に係る要綱第6条第1項の承認及び第15条の承認
- ア 50ha以上の土地利用事業
- イ その他委員長が審議の必要があると認める土地利用事業
(幹事会の事務等)

第9条 幹事会は、第7条の議案について審査等を行う。

- 2 幹事長は、審査等を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるものとする。
- 3 幹事長は、審査等が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、幹事会の審査等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、交通基盤部土地対策課において処理する。

附 則

この規程は、昭和49年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。